

第7回長野県地方税制研究会（H25.7.8） 検討状況

1 山岳・高原を訪れる人に新たな費用負担を求めることについて

（1）山岳遭難防止活動、登山道整備、山小屋トイレ整備に係る費用について

【主な意見】

- ・受益があることが明らかであるので、受益者に負担を求めてよいのではないかと。（全員賛成）

【その他の意見】

- ・山岳遭難防止活動については、これにより命を落とすということが防げるのであれば、受益者負担というルールを導入してもよいのではないかと。
- ・長野県民は森林づくり県民税を負担している。他所から来た人にも負担をいただいてよいのではないかと。
- ・例えば、登山道については自然発生的にできたものが多いため、山小屋関係者がボランティア等と自発的に修繕していると聞いている。そういうところにお金を出して、ボランティア等の活動と上手く組み合わせるなど、登山者に山を守る活動に参加してもらう仕組みを構築できないかと。

（2）山岳遭難救助に係る費用について

【反対意見（多数意見）】

- ・救助された人に請求することとした場合、本当に困っている人が、費用負担ができないために救助を要請できず、生命の危険に直面する可能性がある。
- ・登山者全員から事前に一律に負担を求めることとした場合、危険なところに行かない登山者からの理解が得られない。
- ・万全の準備をしても遭難してしまうことはある。そうした場合にまで費用を請求することはできない。

【賛成意見】

- ・登山者にはある程度の自己責任が求められて然るべきであり、山岳遭難救助に関する経費を税で賄うのはなじまない。
救助に要した費用は救助された人に請求すべきである。

【その他の意見】

- ・山岳遭難防止活動に係る経費、登山道整備に係る経費、山小屋トイレ整備に係る経費などについて登山者に負担を求める場合には、負担をいただいた金額の一部を山岳遭難救助経費に充てるという選択肢もあるのではないか。

2 集めたお金の使い道について（山岳遭難防止活動、登山道整備、山小屋トイレ整備以外にも用途を広げることについて）

【賛成意見（主な意見）】

- ・山を楽しむ人にとって、高山植物を荒らす野生鳥獣は一番の敵である。こうしたものにも対象を広げてよいのではないか。
- ・ゴミの持ち帰りを推奨するなどの登山マナーの普及活動は、山岳・高原を楽しむ上での重要な要素の一つである。
- ・例えば、トイレが整備されれば、目に見えて良くなったということがわかる。こうした受益と負担が明確に分かるものにも用途を広げ、費用負担を求めてはどうか。

【その他の意見】

- ・用途を広げることがよいのか現段階では判断できない。
- ・用途の対象をどこまで広げるかについては、山岳・高原に係る県の費用負担がどのくらいあり、県の財政状況にどう影響しているのかを検証した上で決めるべき。

3 その他の意見

- ・山岳保険の加入率を上げる方法がないか。
（例：登山口で簡単に入れるようにする）